

鳴門市水道事業ビジョン2026（案）についての意見募集に対する結果公表

1 募集結果

| | |
|------------------|---|
| 募集期間 | 令和8年1月14日（水）～ 令和8年2月13日（金） |
| 意見等提出者数 | 1人 |
| 提出件数 （提出方法内訳） | 4件 （直接持参 通、郵便 通、FAX 通、 <u>Eメール1通</u> 、その他 通） |
| 意見等の反映状況 | A 意見等を計画等に反映するもの・・・・・・・・・・ 件 |
| | B 意見等が既に反映されているもの・・・・・・・・・・ 2件 |
| | C 意見等を今後の参考とするもの・・・・・・・・・・ 2件 |
| | D 意見等を反映する見込みのないもの・・・・・・・・・・ 件 |

2 意見等の分類

| 項 目 | 件 数 |
|---------------------|-----|
| 計画全体 | 4件 |
| 第1章 水道事業ビジョン策定の目的 | |
| 1. 水道事業ビジョン策定の趣旨 | |
| 2. 水道事業ビジョンの位置づけ | |
| 3. 目標年度 | |
| 第2章 本市水道事業の概要 | |
| 1. 本市水道事業の沿革 | |
| 2. 施設の概要 | |
| 3. 人口と給水量 | |
| 4. 水道料金 | |
| 5. 職員の配置状況 | |
| 6. 経営状況 | |
| 第3章 水道事業の現状と課題 | |
| 1. 前水道ビジョンにおける取組の評価 | |
| 2. 現状分析と課題の抽出 | |
| 第4章 理想像と目標の設定 | |
| 1. 理想像 | |
| 2. 目標設定と実施施策 | |
| 3. SDGs を踏まえた施策の展開 | |
| 第5章 施策目標と具体的施策 | |
| 1. 「持続」の観点から実施する取組 | |
| 2. 「安全」の観点から実施する取組 | |
| 3. 「強靱」の観点から実施する取組 | |
| 4. 「挑戦」の観点から実施する取組 | |
| 第6章 経営戦略 | |
| 1. 投資の方針 | |
| 2. 財政試算 | |
| 3. 投資・財政計画 | |
| 第7章 推進体制 | |
| 1. ビジョンの目標実現に向けて | |

| | |
|--------------------|--|
| 2. フォローアップ体制 | |
| 第8章 資料集 | |
| 1. 策定の経過 | |
| 2. 鳴門市水道事業審議会への諮問 | |
| 3. 鳴門市水道事業審議会からの答申 | |
| 4. パブリックコメントの実施結果 | |
| 5. 用語解説 | |

3 意見等と市の考え方

計画全体に関する意見等と市の考え

| No | 意見等の概要 | 市の考え | 反映 |
|----|--|---|----|
| 1 | 水道事業者を維持するために給水事業があるのではなく、給水事業をするために水道事業者があり、その考え方を間違えないでいただきたい。 | <p>ご指摘いただきましたとおり、水道事業をするために水道事業者があるものと認識しています。そして水道事業を行うにあたっては、「清浄かつ豊富低廉な水の供給」を行い（水道法第1条）、「適正かつ能率的な運営」と「基盤の強化」に努めること（水道法第2条の2）とされています。</p> <p>本水道ビジョンでは、これらを踏まえながら、本市の水道事業の目指すべき理想像を定め、その実現に向けて水道事業者として取り組むべき各種施策を示したものとなります。</p> | B |
| 2 | 水道事業が開始された100年前と今とで違うことは、送水管等の設置が安価にできる材料施工技術や機械の発達があると思われる。より安全な水を市民に供給するために、何をすべきかを考えると、旧吉野川流域の排水の多く混じった水でなく吉野川上流の水を取水したものを使う方が良いのではないか。 | <p>ご意見いただきましたとおり上流の水は、下流よりも水質が比較的良好な傾向にあると思われませんが、現在の取水場所は、立地面やコストなどを鑑みて設定し、水道事業の認可を得ています。</p> <p>また、水質については、下流ではありませんが、国が定める基準に則り、厳格に水質管理を行い、定期的な水質検査を実施するなど、安全・安心な水道水を供給しているところです。</p> | C |
| 3 | 吉野川北岸の農業用水は池田から取水され板野町あたりまで引かれていたと認識している。農業用水と違って上水道は基本的に飲用と考えれば、あまり太い送水管も必要ないと考える。もしくは、農業用水を上水道に使うことで維持費を軽減できる効果もあるのではないか。 | <p>水道事業や工業用水、農業用水は、それぞれの用途に応じて水利権を取得しています。水利権には使用するための条件が設定されており、現時点では農業用水の活用や取水点の変更等は困難であると考えております。</p> <p>今後もより安心・安全な水道水を供給するため、また、事業の効率化を図るため、多角的な視点をもって事業運営を行ってまいります。</p> | |

| | | | |
|----------|--|--|----------|
| <p>4</p> | <p>より美味しく安全な水を安価に市民に提供することが水道事業の本質ではないかと考えている。今後、人口減少により維持管理費の一人当たり負担も大きくなることが予想されるなか、鳴門市は北島町と浄水場を併用する等先進的な考えを持たれているため、さらに考えを発展させ、徳島県北部全体のことを考えた広域の行政を思考されてはどうか。</p> | <p>現在、徳島県において「徳島県水道広域化推進プラン」が作成されています。同プランのなかでは、徳島市や小松島市、阿波市などの市町村と「東部ブロック」として広域化の検討を進めることとされており、薬品類の共同購入など、近隣市町村だけでなく、広域での取り組みを進めています。</p> <p>また、本水道ビジョンにおいても、近隣水道事業者等との連携・広域化の推進に取り組むこととしており、共同浄水場のみならず、新たな取組にも着手することとしています。</p> <p>事業者によって水源や水道料金が異なるなど、様々な課題はありますが、今後も調査研究に努め、広域化を推進してまいります。</p> | <p>B</p> |
|----------|--|--|----------|